

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	社会福祉法人 東北赤松福祉会
代表者	理事長 沼山 浩幸
種別	通所介護・認知症対応型共同生活介護・訪問介護・小規模多機能型居宅介護・サービス付き高齢者向け住宅
所在地	青森県上北郡東北町字往来ノ下33-3
電話番号	0175-65-3121（本部）

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針	1
(2) 推進体制	1
(3) リスクの把握	2
① ハザードマップなどの確認	2
② 被災想定	2
(4) 優先業務の選定	2
① 優先する事業	2
② 優先する業務	3
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	3
① 研修・訓練の実施	4
② BCPの検証・見直し	4
2. 平常時の対応	5
(1) 建物・設備の安全対策	5
① 人が常駐する場所の耐震措置	5
② 設備の耐震措置	5
③ 水害対策	5
(2) 電気が止まった場合の対策	5
(3) ガスが止まった場合の対策	6
(4) 水道が止まった場合の対策	6
① 飲料水	6
② 生活用水	6
(5) 通信が麻痺した場合の対策	6
(6) システムが停止した場合の対策	7
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	7
① トイレ対策	7
② 汚物対策	7
(8) 必要品の備蓄	7
(9) 資金手当て	8
3. 緊急時の対応	8
(1) BCP発動基準	8
(2) 行動基準	8
(3) 対応体制	8
(4) 対応拠点	9
(5) 安否確認	9
① 利用者の安否確認	9

② 職員の安否確認	9
(6) 職員の参集基準	9
(7) 施設内外での避難場所・避難方法	9
(8) 重要業務の継続	11
(9) 職員の管理	11
① 休憩・宿泊場所	11
② 勤務シフト	11
(10) 復旧対応	11
① 破損個所の確認	11
② 業者連絡先一覧の整備	12
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）	12
4. 他施設との連携	12
(1) 連携体制の構築	12
① 連携先との協議	12
② 連携協定書の締結	12
③ 地域のネットワーク等の構築・参画	12
(2) 連携対応	13
① 事前準備	13
② 入所者・利用者情報の整理	13
③ 共同訓練	13
5. 地域との連携	13
(1) 被災時の職員の派遣	13
(2) 福祉避難所の運営	13
① 福祉避難所の指定	13
② 福祉避難所開設の事前準備	13
6. 通所サービス固有事項	14
7. 訪問サービス固有事項	14

1. 総論

(1) 基本方針

本計画は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順などを示すことにより、

- ① 入所者・利用者の安全確保
- ② サービスの継続
- ③ 職員の安全確保

を可能にすることを目的として作成する。

(2) 推進体制の構成メンバー

対策本部における職務（権限・役割）	
対策本部長 理事長 沼山 浩幸	・対策本部組織の統括 全体統括 ・緊急対応に関する意思決定
事務局長 事務長 甲地 淳子	・対策本部長のサポート ・対策本部の運営事務の統括 ・関係各部署への指示
事務局メンバー 事務員 工藤 あゆみ	・事務局長のサポート ・関係各部署との窓口 ・社外対応の窓口
広報・情報班 ひばの里管理者 兼田 邦子 統括管理者 久保田 典子	・社外対応（指定権者） ・医療機関との連携 ・関係機関・他施設・関連業者との連携 ・ホームページ、広報、地域住民への情報公開 ・活動記録を取る
現場責任者 統括管理者 久保田 典子 デイサービス副所長 清水 江佐子 グループホームぽぷら管理者 附田 奈津子 ヘルパーセンター管理者 市川 かおる ケアプラザひばの里管理者 兼田 邦子 グループホームひばの里管理者 棟方 武美 サ高住管理者 伊東 裕弥	・対策本部長のサポート ・施設内の統括 ・各種関連機関への連絡 ・利用者、ご家族、職員への情報提供・発信
医療・看護班 ひばの里副主任看護員 蛸名 実加子 ひばの里看護員 向井 和子 デイサービス看護員 久保田 綾希	・感染拡大防止対策に関する統括 ・感染防止策の策定 教育 ・医療ケア
介護班 各部署副主任 各部署介護員	・管理者のサポート ・介護業務の継続

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

資料②水害ハザードマップ(避難所一覧)

資料③地震ハザードマップ(危険度マップ・揺れやすさマップ)

資料④土砂災害ハザードマップ

東北町ホームページより引用。

② 被災想定

【自治体公表の被災想定】

交通被害

道路：3～7日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)。未定 迂回路の仮復旧を目指す
1～2日で仮復旧(迂回路が利用できる想定) 未定 迂回路での仮復旧(未定)

橋梁：迂回路を含め、3～7日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)。未定

1～2日で仮復旧(迂回路が利用できる想定) 未定

鉄道：1ヵ月以上かかる見込み。

ライフライン

上水：7日(震度6程度) 未定 早期回復を図る

下水：7日(震度6程度) 未定 早期回復を図る

電気：3日(震度6程度) 未定 応急措置を講じる。

ガス：3週間(震度6程度) 未定 応急措置を講じる。

通信：3日(震度6程度) 未定 応急措置を講じる ※東北町防災計画に準ずる。

【自施設で想定される影響】

東日本大震災の経験値として震度7の地域の復旧日数は下記の通り。

震度7の場合、電力：1週間、水道：3週間、ガス：5週間でほぼ復旧

(リスクを考慮した日数)

震度7の場合、電力：3日、水道：1週間、ガス：3週間で50%復旧

震度6の場合、震度7の50%復旧を、復旧の目安と想定する。

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	自家発電機			復旧					
飲料水	給水タンク・備蓄						復旧		
生活用水	停止				復旧				
ガス	カセットコンロ、薪ストーブ				復旧				
携帯電話	停止		復旧						
メール	停止		復旧						
道路	通行止め			部分復旧または復旧					
※ 震度6を想定									

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

<優先する事業>

(1) グループホームぽぶら グループホームひばの里

(2) 小規模多機能型居宅介護 ケアプラザひばの里

(3) サービス付き高齢者住宅 ケアホーム乙供 (訪問介護)

(4) サービス付き高齢者住宅 ケアホームえびさわ (訪問介護)

<当座停止する事業>

(1) 通所サービス デイサービスセンターぽぶら

② 優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。(参考：グループホーム)

優先業務	夜間職員のみ (夜間)	出勤 30%	出勤 50%	出勤 70%	出勤 90%
業務基準	職員・入所者の 安否確認のみ	安全と生命を守る ため、必要最低 限(安否確認)	食事、排泄中心、 その他は休止ま たは縮小	一部休止、減と するがほぼ通常 に近づける	ほぼ通常どおり
食事提供	休止	備蓄メニューの 準備	飲料水、栄養補 助食品、防災備 蓄食等	炊き出し、光熱 水復旧範囲で調 理再開	炊き出し、光熱 水復旧範囲で調 理再開
食事介助	応援体制が整う まではなし	必要な者に介助	必要な者に介助	必要な者に介助	ほぼ通常どおり
口腔ケア	応援体制が整う まではなし	必要者はうがい	必要者はうがい	適宜介助	ほぼ通常どおり
水分補給	応援体制が整う まではなし	自立者にはペッ トボトルで給 水、必要な者に 介助	自立者にはペッ トボトルで給 水、必要な者に 介助	自立者にはペッ トボトルで給 水、必要な者に 介助	復旧状況を見て 通常体制
入浴介助	原則中止	適宜清拭を実施	適宜清拭を実施	適宜清拭を実施	温泉水が復旧し だい入浴
洗顔	休止	休止	必要な者は清拭 を実施	必要な者は清拭 を実施	ほぼ通常どおり
排泄	紙オムツ使用	紙オムツを利用	紙オムツと適宜 清拭	ほぼ通常どおり	ほぼ通常どおり
清掃	休止	汚れた箇所のみ	感染対策による 清拭	感染対策による 清拭	ほぼ通常どおり
洗濯	休止	休止	必要最低限	必要最低限	ほぼ通常どおり
シーツ交換	休止	汚れが目立つと ころ	罹患者を優先	順次、部分的に 交換	ほぼ通常どおり
更衣	休止	汚れた場合のみ	汚れた場合のみ	更衣実施	通常体制
バイタル	要観察者のみ	状況に応じて	全員	全員 必要時受診。	全員 必要時受診。
医療	応急処置	応急処置	応急処置	救急搬送、配薬	ほぼ通常通り
感染対策	状況に応じて	状況に応じて	消毒薬の配置	消毒薬の配置	ほぼ通常どおり
問合せ	対応記録	対応記録	対応記録	対応記録	対応記録
夜勤	在所職員対応	在所職員対応 夜勤計画作成	夜勤時間延長、 変則勤務開始	夜勤時間延長、 変則勤務開始	ほぼ通常どおり
飲料水の 調達	防災備蓄品 の確認	受水槽の残量 確認	受水槽の残量使 用検討	給水車用ポリ容 器設置	給水車用ポリ容 器設置
バックアッ プ供給	職員自家用車から の電気供給確認	非常用自家発電 機運搬	発電機・蓄電池 の運転確認	発電機・蓄電池 の運転	備蓄資材対応
ボランティア (地域住民含む)	—	関係機関と連絡 調整	派遣要請	受入れ準備	受入れ

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
与薬介助	各1人	各1人	各1人	各1人
排泄介助	各2人	各2人	各2人	各1人
食事介助	各2人	各2人	各2人	各2人
健康観察	各1人	各1人	各1人	各1人
症状に合わせた対応	各2人	各2人	各2人	各2人

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

●以下の教育を実施する。

(1) 入職時研修

担当：管理者

方法：BCP の概念や必要性、感染症に関する情報を説明する。

(2) BCP 研修(全員を対象)

時期：毎年7月法人での所内研修を開催予定

担当：安全会議 災害対策委員会

(3) 外部 BCP 研修(未定 検討中)

時期：年1回

担当：外部講師

方法：外部のeラーニング等を受講する。(検討中)

●以下の訓練(シミュレーション)を実施する

対象：各部署

時期：毎年6月

担当：BCP に基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、避難場所、手順、物資調達方法の確認などを机上訓練で確認する。

対象：甲地地区(通所介護・認知症対応型居宅介護)

時期：毎年9月

担当：管理者、計画作成担当者 デイ副所長・生活相談員

方法：デイサービスと連携し、車両を使い、避難場所(甲地小学校)まで実際に避難する。
運営推進会議と開催し、地域と一緒に取り組む

対象：乙供地区(小規模多機能型居宅介護・認知症対応型居宅介護)

時期：毎月9月(夜間想定避難訓練実施後)

担当：管理者

方法：グループホームひばの里と連携し、車両を使い、避難場所まで実際に避難する。
運営推進会議と開催し、地域と一緒に取り組む

*訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② BCPの検証・見直し

●以下の活動を定期的に行い BCP の内容を見直す。

- ・ BCP に関する最新の動向を把握し、BCP を見直す。
- ・ 教育、訓練を通じて、疑問点、改善点を把握する。
- ・ BCP は研修、訓練を実施後に災害対策委員会で協議し見直しを行う。
- ・ 見直した BCP は、理事長の決済を経て、職員へ周知する。法人本部へ提出する。
- ・ 災害対策委員会は、職員、部署より BCP について改善すべき事項について意見を聞くこととし、その内容を災害対策委員会の議論に反映させる。

*継続してPDCAサイクルが機能するよう記載する。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置 ※自主検査票(定期)の内容に沿う。

場所	対応策	備考
外壁	外壁等ひび割れがないか目視確認	月1回
側溝	ゴミ等の除去	月1回
ガラス	ひび割れ等がないか確認	月1回
外周	周囲に倒れそうな樹木等がないか 飛散しそうなものはないか目視確認	月1回
柱、はり、床	欠損、ひび割れ、風化はないか目視確認	月1回
コンクリート	欠損、ひび割れ、風化はないか目視確認	月1回
避難経路	欠損、風化が無いか目視確認	月1回
階段	物品が置かれていないか	月1回
避難通路	幅員確保・物品が置かれていないか	月1回

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
掛け時計	転落の危険がないように固定	
パソコンデータ	重要なデータはバックアップをとり保管する	
テレビ	テレビ台に固定する	
消火器	消火器等の設備点検	
電気器具	コードの確認	
居室の家具	倒れないように固定する。	
書庫・キャビネット	倒れないように固定する。	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
施設周辺	側溝や排水は月一度確認	月1回

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策（用意数×各施設分）
	自家発電機
	非常灯 乾電池を常備する
	小型ランタン 懐中電灯
冷蔵庫 冷凍庫	2 l × 5 の氷を保冷剤として常備
	電池 単1：8 単2：4 単3：8 単4：12

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策（用意数×各施設分）
	カセットコンロ・ホットプレート
	タオルケット、毛布
	ホッカイロ 石油ストーブ 薪ストーブ

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

【認知症対応型共同生活介護グループホーム】

各ユニット・施設で5年保存水を購入、備蓄する。

●1人1日3ℓ×7日分 2ℓ(2ℓボトル10.5本必要) 各ユニット・施設で準備

・入居者:9名=2ℓ95本 計285本 ・職員:7名=2ℓ74本 計222本

各ユニット・施設で5年保存水 2ℓ6本入り28箱(合計84箱) 必要

【通所介護デイサービス】

●2ℓのペットボトル12本備蓄

●休業状態の為、備蓄として保存

【訪問介護】

●1日3.0ℓ×10人分を1週間分備蓄

【小規模多機能型居宅介護】

●3ℓ/20人/7日 420ℓ必要

●対応策(確保策)

近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器を準備し、水を取りに行く。

●対応策(削減策)

調理に水を使用しない流動食等を備蓄する。

●飲料水のペットボトルの保管方法。各施設にて保管。

●不足時は他施設の備蓄品も使用する。

●飲料水は、定期的に使用し、新しいものと入れ替える。

② 生活用水

●備蓄水も状況に応じて使用する

●対応策(確保策)

近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器を準備し、水を取りに行く。

●対応策(削減策) 生活用水は、「トイレ」「食事」「入浴」で使用

簡易トイレ、オムツの使用。使い捨て食器の使用

入浴 清拭対応、温泉水が活用できる場合は使用する

(5) 通信が麻痺した場合の対策

●被災時は、固定電話や携帯が使用できなくなる可能性があるため、複数の連絡手段で関係期間と連絡が取れるように準備する。

●通信機器、通信機器のバッテリー（モバイルバッテリー、充電器、乾電池等）を確保する。

・車載用のバッテリー、充電器を用意する。

・個人の携帯電話

- ・タブレット
- ・事業所の携帯電話の準備
- 対応策（代替え通信手段）
 - ・携帯電話メール、公衆電話、災害時優先電話
- 通信手段を決める。
- 被災地では、電話がつながりにくくなるため、同じ被災地域にいる人同士が連絡を取ろうとしても、連絡が取りづらくなることがある。そういった際には、例えば遠方の交流のある施設などを中継点とし、職員、施設が互いに連絡を入れるなど、安否や伝言などを離れた地域にいるところに預け、そこに情報が集まるようにしておく。（三角連絡法）

（６）システムが停止した場合の対策

- ＢＣＰ等の災害対策の文書類は、データでの保存だけでなく、すぐに使えるように印刷してファイル等に綴じて保管しておく。
- ＰＣ、サーバー 重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管しておく。ＰＣ、サーバーのデータは定期的にバックアップをとっておく。いざという時に持ち出す重要書類を決めておく。
 - ・緊急時の連絡先名簿
 - ・個人ケース
 - ・内服薬
 - ・救急用品
 - ・金庫内貴重品（利用者預かり金、保険証、診察券他）

（７）衛生面（トイレ等）の対策

①トイレ対策

【利用者】

- 電気水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するように案内をする。（周知が遅れると、汚物があふれて処理業務が発生するため）
- 非常用トイレのキット（袋と凝固剤のセット）を準備する
ポータブルトイレにセットして使用する
- ビラを事前に作成し、使えるように保管する。
- 排泄用品の在庫を確保しておく（一週間分の必要量）
ご家族が準備している方に対しては、在庫がなくならないように日頃から補充を依頼する

【職員】

- 職員用の非常用トイレを用意する。
- 非常用トイレのキット（袋と凝固剤のセット）を準備する
- 女性職員用の生理用品の備蓄
個人でも常に携帯、車載しておくように周知する

②汚物対策

- 排泄物などは、ビニール袋等に密閉し入居者の出入りのない空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。
- 保管場所ベランダの端 ブルーシートで覆う

（８）必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的
にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決
め、定期的に買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

年２回９月、３月に点検を行う。

賞味期限点検時６ヶ月以内の物は、施設内で使用または、法人厨房施設（食の館）へ譲渡する。

※施設毎の業務継続計画へ記載あり。

(9) 資金手当て

【グループホームぽぷら・ぽぷらヘルパーセンター】

火災保険：JA共済 火災・落雷・雪・風災・水災など対応

手元金：各施設毎月4万円程度、小口金として管理

【デイサービスセンターぽぷら・ケアプラザひばの里・グループホームひばの里】

火災保険：株式会社福山興業共済会 火災・落雷・雪・風災・水災など対応

手元金：各施設毎月4万円程度、小口金として管理

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

【地震による発動基準】

本書に定める緊急時体制は、青森県上北郡東北町周辺において、震度6以上の地震が発生したとき被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、施設長または、管理者が必要と判断した場合、指示によりBCPを発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

青森県において、大型台風の直撃が見込まれる場合で、警報が発表されたとき警戒レベル2の気象庁の大雨、洪水、高潮注意報が発令した場合
土砂災害、洪水警戒が発表されたとき(避難指示)

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

施設名	管理者	代替者①	代替者②
デイサービスセンターぽぷら	沼山 浩幸	清水目 江佐子	久保田 綾希
グループホームぽぷら	附田 奈津子	松山 憲司	坂本 竜幸
ぽぷらヘルパーセンター	市川 かおる	伊東 裕弥	沼澤 孝子
ケアプラザひばの里	兼田 邦子	久保田 典子	蛸名 実加子
グループホームひばの里	棟方 武美	沼山 さよ	坂本 沙織
サービス付き高齢者向け住宅	伊東 裕弥	市川 かおる	沼澤 孝子

(2) 行動基準

●災害発生時の行動指針は次の通りとする。

①自身と家族の安全確保(勤務外)

②自身及び利用者の安全確保(勤務時)

③二次災害への対策(火災や建物倒壊)

④地域や関係機関との連携

⑤情報発信

【平常時】 日常点検 訓練/見直し 情報収集 情報共有

【直後】 命を守る行動(安全確保・避難)

【当日】 二次災害対応(避難場所の確保等)

【体制確保後】 利用者の生命維持・安否確認

自動参集、最低限のサービス維持 施設、事業所相互連携

【体制回復後】 事業順次再開 通常業務

【完全復旧後】 評価・反省・見直し 備蓄品補充等

(3) 対応体制

施設毎に情報班・消火班・応急物資班・安全指導班・救護班・地域班の班編成を行い、施設毎の業務継続計画に記載したとおり職員を配置する。

(4) 対応拠点

施設名	第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
デイサービスぽぷら	デイ事務室	本部(支援センター)	東北福祉プラザ(乙供)
グループホームぽぷら	グループホーム事務室	本部(支援センター)	デイサービスぽぷら
ぽぷらヘルパー	本部(支援センター)	ケアホームえびさわ(食堂・ホール) ケアホーム乙供 (東北福祉プラザ)	
ケアプラザひばの里	食堂ホール	2階会議室	
グループホームひばの里	ホール	相談室	併設小規模ホール

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

- 入居者・利用者の安否確認を速やかに行う。利用者安否確認シートを印刷し、配備しておく。
- 各施設の日勤帯リーダー、夜勤者等が入居者・利用者の安否確認を行い、管理者、施設長へ報告する。

【医療機関への搬送方法】

- 軽傷者については、医療連携看護師と相談のうえ、かかりつけ医、または協力医療機関へ相談、公用車を使用し、搬送を行う。
- 重傷者や、けが、生命の危険がある場合等急変時は救急車を要請し、救急搬送依頼を行う。

② 職員の安否確認

【施設内】

- ・職員の安否確認は、入居者・利用者の安否確認と合わせて各施設でリーダーが点呼を行い、管理者へ報告する。管理者は、結果を施設長へ報告する。

【自宅等】

- ・自宅などで被災した場合は、①電話、②携帯メール（メッセージ・LINE）③災害伝言ダイヤルで施設に自身の安否情報を報告する。
- ・報告する事項は、自身、家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

(6) 職員の参集基準

- ・震度5以上の揺れや大雨警報、洪水警報、台風、防雪が発生した場合、職員は事業所へ連絡を取り対応と指示を仰ぐ。また連絡が取れない場合は、家族の安全を確保した上で事業所へ集まる。
- ・自宅や家族が被災した場合は、参集しなくてもいい事とする。
- ・参集の基準は、被災時の勤務者に加え、管理者は施設へ参集し指示を出す。管理者が不在または連絡が取れない場合は代替者の指示または統括管理者、理事長、本部の指示に従い行動する。

●参集基準

<初動職員>

対象職員：施設長・管理者・計画作成担当者・医務担当

地震：青森県東北町において、震度5以上の地震が発生

水害：大雨警報（土砂災害）、洪水警戒が発表されたとき。

台風により高潮注意報が発表されたとき。

昼間 全員

夜間 施設長・管理者・計画作成担当者・医務担当

<その他の職員>

管理者の指示に従い、求めがあった場合

- 下記に該当する場合は参集基準に該当する場合においても、原則参集の対象外とする。

- ・自宅が被災した場合 道路状況で出勤できない場合

- ・自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

施設名	第1 避難場所	第2 避難場所
デイサービスぽぷら	デイホール	
グループホームぽぷら	各ユニットホール	本部(支援センター)
ぽぷらヘルパー	本部(支援センター)	
ケアプラザひばの里	食堂ホール	併設グループホームひばの里
グループホームひばの里	ユニットホール	併設ケアプラザひばの里ホール
ケアホームえびさわ	食堂ホール	
ケアホーム乙供	食堂ホール	

＊第1 避難所への避難方法（各施設共通）

- ・ 職員の誘導で移動する。
- ・ 歩行が不安定な入居者は、車いすやタイヤのついた椅子を使用し、迅速に移動する。
- ・ 出来るだけ廊下の真ん中を移動する。
- ・ 天井からの落下物に気を付ける。
- ・ 避難時は靴を履いておく。
- ・ 避難場所を大声で声かけしながら集合する。

＊第2 避難所への避難方法（各施設共通）

- ・ 職員の誘導で移動する。
- ・ 歩行が不安定な入居者は、車いすやタイヤのついた椅子を使用し、迅速に移動する。
- ・ 出来るだけ廊下の真ん中を移動する。
- ・ 天井からの落下物に気を付ける。
- ・ 避難時は靴を履いておく。
- ・ 避難場所を大声で声かけしながら集合する。

【施設外】

施設名	第1 避難場所	第2 避難場所
デイサービスぽぷら	職員駐車場又はカーポート下	甲地小学校
グループホームぽぷら	隣接グループホームぽぷら	甲地小学校
ぽぷらヘルパー	職員駐車場	甲地小学校
ケアプラザひばの里	中庭	東北町中央公民館
グループホームひばの里	中庭	東北町中央公民館
ケアホームえびさわ	職員駐車場	北総合運動公園総合トレーニングセンター
ケアホーム乙供	東北町中央公民館	

＊第1 避難所への避難方法（各施設共通）

- ・ 職員の誘導で移動する。
- ・ 歩行が不安定な入居者は、車いすやタイヤのついた椅子を使用し、迅速に移動する。
- ・ 出来るだけ廊下の真ん中を移動する。
- ・ 避難時は靴を履いておく。
- ・ 避難場所を大声で声かけしながら集合する。

＊第2 避難所への避難方法（各施設共通）

- ・ 公用車を利用し避難する。
- ・ 併設、隣接する施設と合同で避難する。
- ・ 避難時は靴を履き避難する。
- ・ 安全に留意しながら利用者の誘導を行う。
- ・ 車や落下物に注意する。
- ・ 事業所内に残された利用者、職員がいなか大声で確認しながら避難する。
- ・ 応急手当セットを持ち出す

(当日勤務リーダー)

- ・車での避難については、長距離歩行が困難な利用者から優先する。

●その他

- ・水害の場合、行政などが出す避難情報を確認し、気象庁発表の警戒レベルに沿って避難を検討する。
- ・避難する時間も考慮して考える。
- ・施設所在地の都道府県において、大型台風の直撃が見込まれる場合。
- ・警戒レベル2の気象庁の大雨、洪水、高潮注意報が発令した場合。

(8) 重要業務の継続

- 被災時の厳しい状況でも、入居者、利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならない最低限の業務を「重要業務」として継続を目指す。

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
・デイサービスセンターぽぷらホール ・支援センター1階ホール ・支援センター2階休憩室 ・支援センター2階会議室 ・ケアプラザひばの里通い利用スペース ・グループホームひばの里相談室 ・ケアプラザひばの里2階会議室 ・ケアホームえびさわ休憩室 ・ケアホームえびさわデイ用ホール ・東北福祉プラザ2階休憩室	・デイサービスセンターぽぷら静養室・ホール ・支援センター1階ホール ・支援センター2階休憩室 ・ケアプラザひばの里2階会議室 ・グループホームひばの里相談室 ・ケアホームえびさわ休憩室 ・ケアホームえびさわデイ用ホール ・東北福祉プラザ2階休憩室

② 勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】

- ・最低週1日は休みとする
- ・夜勤、明け勤務の翌日は基本的に休みにする。
- ・交代で休憩がとれるように対応する。
- ・出勤状況に応じて、勤務を変更して対応する。

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

- ・破損個所の確認のため被害のあった箇所は写真を撮り記録しておく。復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートを整備する。

〈建物・設備の被害点検シート例〉

対象		状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	

(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

② 業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容
佐伯工務店	0 [REDACTED]	建物全般
大嶋でんき	0 [REDACTED]	ボイラー、空調他 電気関係
北斗興業	0 [REDACTED]	水道 トイレ
ブルケン東日本	0 [REDACTED]	窓、サッシ、玄関
テクノル+和田支店	0 [REDACTED]	電子機器全般
東北電力(緊急時)	0 [REDACTED]	電力全般

※その他、施設毎の業務継続計画に記載あり

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

情報発信については、理事長を含む各部署管理者による合議を踏まえて行う。

発表にあたっては、利用者及び職員のプライバシーにも配慮する。

ホームページ：本部 マスコミ対応：理事長

高齢介護課への報告：管理者 情報公表への報告：管理者

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

●連携体制構築の検討

- ・平常時から他施設、他法人と協力関係を築くことが大切。
- ・単に協定書を結ぶだけでなく、普段から良好な関係を作る。

※現在、他法人との連携は行えていない状況。

自法人内における連携についても、今後協議予定。

●連携体制の構築と参画

※今後、自法人内事業所において、協議予定。

② 連携協定書の締結

現在、連携協定を締結している事業所、法人、地域などはないため、今後検討予定

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
今後協議予定		

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
ちびき病院	[REDACTED]	協力医療機関
公立七戸病院	[REDACTED]	協力医療機関

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
東北町高齢介護課		
東北町地域包括支援センター		
東北町社会福祉協議会		
上北地方福祉事務所		
甲地町内会		

(2) 連携対応

① 事前準備

- ・連携先と可能な範囲で相互に入居者、利用者の受け入れを行う。
- ・今後、連携協定について協議予定。

② 入所者・利用者情報の整理

- ・避難先に必ずしも担当の職員も同行して入居者、利用者の引き継ぎを行えるとも限らない。避難先で適切なケアを受けることができるよう利用者情報を記載した「利用者カード」を作成しておくことでリスクを低減する。
- ・情報提供シートを活用する

③ 共同訓練

- 年1回、隣接・併設している施設毎に連携し、地域の避難所へ使用予定の公用車を使い避難を行う。訓練は運営推進会議等で行い、地域の方や行政担当者も交えて行う。
- ケアホーム乙供は洪水想定避難訓練に参加する。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

- ・現在職員の登録なし
- ・災害対策委員会(安全会議)で検討していく。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

- ・福祉避難所の指定なし
- ・災害対策委員会で検討していく。

② 福祉避難所開設の事前準備

- ・災害対策委員会で検討していく。

〈更新履歴〉

2024年4月1日 改訂

通所サービス固有事項

【平時からの対応】

- ・サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先は複数の連絡先(固定電話・携帯電話・メール・職場等)を把握する。また、通い送迎車両に職員緊急連絡先一覧、利用者連絡先一覧を車両日報に綴っておく。
- ・平時から、避難方法や避難場所に関する情報に留意し、地域の関係機関(行政・自治会・職能・事業団体等)と良好な関係を作るよう工夫する。

【災害が予想される場合の対応】

- ・台風や大雪等の被害が予想される場合においては、サービスの休止や縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、居宅支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。また、小規模多機能型居宅介護の場合は、通いサービスから宿泊や訪問サービスへの切り替えなどを検討する。

【災害発生時の対応】

- ・サービス提供を長時間休止する場合は、居宅支援事業所と連携し、必要に応じて代替サービスの検討をする。
- ・利用中に被災した場合は、緊急連絡簿を利用し、利用者家族への安否確認を行う。利用者の安全確保や家族への連絡を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。帰宅にあたっては、可能であれば利用者家族の協力を得る。また、事業所での宿泊や近くの避難所への移送等も対応する。

訪問サービス固有事項

【平時からの対応】

- ・サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先は複数の連絡先(固定電話・携帯電話・メール・職場等)を把握する。また、通い送迎車両に職員緊急連絡先一覧、利用者連絡先一覧を車両日報に綴っておく。
- ・平時から、避難方法や避難場所に関する情報に留意し、地域の関係機関(行政・自治会・職能・事業団体等)と良好な関係を作るよう工夫する。
- ・避難先においてサービスを提供することを想定し、サービス時必要な物品を常時準備する。

【災害が予想される場合の対応】

- ・台風などで甚大な被害が予測される場合などにおいては、独居利用者などについては、通いサービスへの切り替えや宿泊などを検討する。
- ・事前に予測できるものに関しては利用者や家族と相談の上、サービスの変更等について検討する。
- ・各担当居宅へ事前に訪問介護サービスの変更の可能性があることを報告する。

【災害発生時の対応】

- ・訪問サービスを長期間休止する場合は、家族と同居利用者については家族と相談の上、サービス利用について検討する。独居利用者については、安否確認のため宿泊の検討をする。
- ・利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否確認の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、家族と同居利用者については、訪問サービス利用についての緊急時相談対応は随時行うことを伝え、一時休止を検討する。独居利用者においては、関係機関とも連携しながら、安全性が確認できるまで宿泊対応等についても検討する。